

No. 1 都筑関耕地地区に関する案件概要

議第 1456 号 横浜国際港都建設計画地区計画の変更

名 称	都筑関耕地地区地区計画
位 置	都筑区あゆみが丘及び牛久保町地内
面 積	約 10.8ha

<変更内容>

		新	旧
に開発する方針	土地利用の方針	C 地区 <u>脱炭素社会の実現に向けて、脱炭素化のモデルとなる先導的な低層住宅地の形成及び地区内のコミュニティ形成に寄与する施設の立地を図る。</u>	C 地区 <u>周辺住宅地の環境に配慮しながら、近隣住民の利用を主とする公益的施設の立地を図る。</u>
地区整備計画	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 住宅(住戸の数が 3 以上の長屋を除く) 2 共同住宅(住戸の数が 3 以上のものを除く)、寄宿舎又は下宿 3 学校、図書館その他これらに類するもの 4 (略) 5 (略)	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 学校、図書館その他これらに類するもの 2 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 3 診療所 4 (略) 5 (略)
	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、 <u>150 m²以上</u> とする。 ※除外規定あり	建築物の敷地面積は、 <u>6,000 m²以上</u> とする。 ※除外規定あり
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は <u>1 m以上</u> とし、隣地境界線までの距離は <u>0.6m以上</u> とする。 ※除外規定あり	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は <u>3 m以上</u> 、隣地境界線までの距離は <u>1 m以上</u> とする。

(内容)

都筑関耕地地区は土地区画整理事業により道路、公園等の都市基盤施設の整備が行われた地区であり、適正な土地利用と建築物の整備を誘導し、良好な環境の市街地を形成することを目標として、平成 8 年 5 月に都筑関耕地地区地区計画を決定しました。

本地区計画に基づき、各地区において住宅等の整備が進められた一方、C 地区においては、平成 12 年に公益用地として本市が取得して以降、未利用の状態が続いている。

C 地区において、今後の土地利用の方向性について、地域の意見を踏まえながら検討を進め、具体的な土地利用計画がまとまったことから、脱炭素化のモデルとなる先導的な低層住宅地を形成し、脱炭素社会の実現や、地区内のコミュニティ形成に寄与する施設の立地を図るため、都筑関耕地地区地区計画を変更します。